

# 通信制課程・後期選抜の募集要項（概要）

## 1 応募資格

後期選抜について、下記の応募資格をご確認ください。詳細な応募資格については、東京都教育委員会のホームページ、または「令和8年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱」を必ずご確認ください。

「共通」事項は、全員が満たす必要がある資格です。出願区分が、第1学年相当と第2学年相当以上のどちらに該当するかは、これまでの在籍校での修得単位数により異なります。なお、応募資格に違反し、事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消します。

共通	<p>下記(1)～(3)の全てに該当する者</p> <p>(1) 本校が実施する面接指導（スクーリング）に対応（出席）可能な者。</p> <p>(2) 都内に住所又は勤務先を有し、入学後も引き続き都内に住所又は勤務先を有することが確実な者、もしくは、入学日までに都内に住所又は勤務先を有することが確実で、入学後も引き続き都内に住所又は勤務先を有することが確実な者。</p> <p>(3) 過去に普通科の高等学校等を卒業していない者。</p> <p>また、下記の①～④のいずれかを満たす者。ただし、入学願書受付までに終了する都立高校の推薦に基づく選抜、連携型中高一貫教育に関わる選抜、第一次募集・分割前期募集の選抜、分割後期募集・第二次募集の選抜、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜及び国際バカロレアコースの選抜における合格者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含む。）、都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者並びに東京都公立大学法人東京都立産業技術高等専門学校の入学許可予定者の応募は認めない。</p> <p>① 令和8年4月1日時点で中学校を卒業している者</p> <p>② 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条に規定する次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者</p> <p>(イ) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(ウ) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(エ) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者</p> <p>(オ) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>③ 日本国内において、外国人学校の教育により、日本の9年の義務教育相当の教育を受けた外国籍を有する者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの外国籍を有する者</p> <p>④ 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は同条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者</p>
----	--

第1学年相当	<p>上記「共通」の応募資格を有する者で、高等学校に在籍したことがない者。もしくは、同資格を有する高等学校等中途退学者又は高等学校等在籍中の者で、高等学校等における修得単位数が <b>18単位(※)以下</b>の者。</p>
第2学年相当以上	<p>上記「共通」の応募資格を有する高等学校等中途退学者又は高等学校等在籍中の者で、高等学校に在籍していた期間が1年以上、かつ、高等学校等における修得単位数が <b>19単位(※)以上</b>の者。</p>

※同一の学年に複数年度所属していた場合は、その過去の同一学年で修得した単位は含みません。

## 2 注意事項

- (1) 外国の中学校の卒業(予定)者、又は外国の高等学校(相当学校)の在籍経験者は、在籍期間・学年の修了・成績の明記してある証明書の原本(日本語又は英語で記載されており厳封のもの)を、必ず次の日時までに本校まで持参してください。

**令和8年3月3日(火)午後5時** ※来校される際は、事前にご連絡をお願いいたします。

場合により、本校所定の用紙に外国での在籍校の証明を受けていただくことがあります。ただし、上記日時までに書類が揃えられない時には必ず本校までご連絡ください。

- (2) 入学志願者の入学許可予定年月日は、令和8年4月18日(土)となります。(本校通信制課程入学式日)したがって、「転入学」とするためには、令和8年4月17日(金)まで現在籍高校等に在籍している必要があります。
- (3) 本校通信制課程入学後、原則1年間は「留学」は認められません。入学後1年を経過した後も留学するためには、それまでの学習状況等に基づく事前審査に合格する必要があります。

## 3 募集人員

区 分	募集人員	選考方法および割合
第1学年相当	55人	学力検査300点・調査書45点
第2学年相当以上	80人	学力検査300点

## 4 入学願書の提出日

日 時	受付場所
令和8年4月1日(水) 午前9時～午後3時 4月2日(木) 午前9時～午後3時	東京都立新宿山吹高等学校 ※後期選抜については、郵送及びインターネットを用いての出願は受け付けておりません。

- ① 必要なすべての出願書類を揃えて提出してください。  
※書類に不備がある場合受け付けできません。内容等をよくご確認ください。
- ② 出願の際は時間にゆとりをもって、可能な限り初日に提出されることをお勧めします。
- ③ 郵送による提出は、いかなる理由があっても受け付けることができません(ただし、島しょの中学校を卒業の方は受け付けますので、事前にお問い合わせください。)。  
※願書提出時には、願書に押印したものと同一印鑑(朱肉を使用するもの)を必ずご持参ください。

## 5 学力検査の日時

### 検査日 令和8年4月6日(月)

集合時間、検査時間は区分によって異なります。下記の時間をご確認ください。

区 分	集合時間	検査時間	検査科目
第1学年相当	午前8時40分	午前9時～10時10分	・国語 ・数学 ・英語 (中学校で学習する内容)
第2学年相当以上	午前10時40分	午前11時～12時10分	・現代の国語及び言語文化 ・数学Ⅰ ・英語コミュニケーションⅠ

## 6 合格者の発表 ※電話による合否の問い合わせには、一切お答えできません。

日 時	場 所 ・ 方 法
令和8年4月10日（金）午前9時 （第1学年相当・第2学年相当以上共通）	本校において、受検番号順に合格者の受検番号を 掲示します。併せて、当校HPに掲載します。

## 7 合格者の入学手続

入学確約書提出期間	入学料納入期間
令和8年4月10日（金） 第1学年相当 午前9時～正午 第2学年相当以上 午後1時～午後3時 令和8年4月11日（土） 第1学年相当、第2学年相当以上ともに午前9時～正午	令和8年4月10日（金） ～4月15日（水）

提出期間内に「入学確約書」を提出し、納入期間内に入学料500円（都立高校からの転入者は不要）を金融機関等で納入してください。期間内に入学確約書を提出しない場合や入学料の納付がない場合、入学を辞退したものとみなします。

## 8 合格者の科目登録

科目登録資料配付	科目登録説明会・科目登録面談
上記入学手続き時に資料を配付します。	令和8年4月11日（土） 集合時間等は別途お知らせします。

上記日程で、教員と面談をしながら受講科目の登録を行います。入学手続き時に、科目登録の説明資料を配付します。面談までに内容を確認し、登録する科目を考えておいてください。受講科目登録後の変更はできません。科目登録をしなければ在籍できません。

## 9 合格者の事務関係書類の提出

事務関係書類提出日	提出書類
令和8年4月14日（火） 第1学年相当 午前9時～正午 第2学年相当以上 午後1時～午後4時 当日の詳細については合格発表後にお知らせします。	生徒証・通学経路の届け出等、 合格発表後にお渡しする各書類

## 10 入学式 令和8年4月18日（土）

※詳細は別途お知らせします。

## 1.1 出願に必要な添付書類一覧及び注意事項

応募する方の資格状況により添付書類が異なります。必要な書類を出願の際にすべて揃えて提出してください。

提出書類	第1学年相当			第2学年相当以上		備考
	令和7年度末中学校卒業予定者、 高校在籍期間がない中学校既卒者又は 高校在籍一年未満の中途退学者	高校在籍 1年以上で 修得単位が 18単位以下	高校在籍 1年以上で 修得単位が 19単位以上	高校在籍 1年以上で 修得単位が 19単位以上	高校在籍 1年以上で 修得単位が 19単位以上	
入学願書	○	○	○	○	○	第1学年相当・第2学年相当以上いずれかに○をつけ、 写真を必ず貼付する。
入学考査料領収書	○	○	○	○	○	東京都指定の納付書を使用し、金融機関の領収印を受け たものを受検票裏に貼り付ける。
中学校調査書（様式10） ※令和3年度から令和6年度までに卒 業した者は様式10-2を用いる。	○	○	○			中学校で作成してもらう。なお、令和8年3月31日現在 満20歳以上の者（平成18年4月1日以前に出生した者） は卒業証明書を提出する。
理由書	(○)	(○)	(○)			指導要録に基づき作成した調査書の評価欄に「/（斜線）」 がある場合に提出が必要となる。※記載例あり
成績証明書兼単位修得証明書 【本校の所定様式】		○	○	○	○	高等学校（又は在籍していた高等学校）に作成してもら う。記載方法の説明とともに高等学校へ一緒に渡す。 ※開封厳禁
転学照会書 【在籍校の所定様式】		○		○		在籍している高等学校に作成してもらう。 *記載例あり*
在学証明書 【在籍校の所定様式】		○		○		在籍している高等学校に作成してもらう。
自己申告書 【都の共通様式】	任意	任意	任意			志願にあたり本校へ理解してほしい事柄があれば、任意 で志願者又は保護者が記載し出願の際に提出する。
住民票記載事項証明書 又は勤務証明書	○	○	○	○	○	都内在住者は住民票記載事項証明書を、都内在勤者は勤 務証明書を提出する。

### その他の注意事項

#### 【応募資格審査について】

都内に転居又は勤務予定の志願者は、出願時に応募資格審査を行う必要があるため以下のいずれかの書類の提出が必要です。

①転居予定を証明する書類「契約書（売買又は賃貸借）」「当選通知書（公共住宅）」「土地の登記簿謄本」等

②勤務予定を証明する書類「就職内定通知書」「異動辞令書」等

※資格審査に必要な書類は、本校の経営企画室（事務室）で配付します。

※応募資格審査を受けた方は、合格後、入学日までに都内に転居又は都内で就職している必要があります。（別途、転居又は就職していることがわかる証明書を改めて提出していただきます。）

#### 【発行された証明書と氏名が異なる場合】

結婚等の理由で、調査書、成績証明書に記載されている姓名と願書の姓名が異なる者は、「戸籍抄本」（中学校卒業見込のものは中学校が作成する「理由書」）が必要です。

#### 【複数の高校に在籍したことのあるもの（在学中のもの）】

①複数の高校に在籍した（している）場合、高校の記録は、最後に在籍した（在籍している）高校にまとめて証明してもらってください。

②複数の「成績証明書兼単位修得証明書」は受けません。

③高校退学年度の3月31日から20年を経過している場合は、「成績証明書兼単位修得証明書」の提出は不要です。